平成２５年（フ）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目５番11号
債務者　加藤　哲也
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
北海道小樽市富岡２丁目21番15号　船見坂フラッツコーポ
債務者　鳴海　康弘
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２４９号
山梨県甲府市善光寺３丁目３番11号　メゾン企画２－Ａ号室
債務者　伊藤　芳明
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５１号
山梨県南アルプス市六科1412番地24
債務者　林　　麗奈
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７８号
山梨県南アルプス市下宮地155番地　甲西住宅９
債務者　佐久間志のぶ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
兵庫県豊岡市出石町八木37番地
債務者　髙松　昭仁
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県朝来市和田山町竹田543番地２
債務者　若林　和子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県豊岡市出石町宮内1568番地
債務者　川見くるみ
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２５号
徳島県阿南市見能林町青木124－１、旧住所徳島県阿南市橘町大浦33番地９
債務者　東山　佳代
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第２６号
奈良県奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地19―204
債務者　喜多　直子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第４６号
愛媛県今治市波方町樋口甲320番地４、前住所高松市郷東町29－５　オーレックスハイツ郷東202号室、前々住所愛媛県今治市喜田村５丁目11番５号
債務者　山下　智江
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第８０号
福岡県嘉麻市平537番地
債務者　釜本　嘉茂
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１６２号
福岡県久留米市西町1499番地５　レジデンス亜依301号
債務者　田上　　愛（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７５号
福岡県田川郡糸田町3757番地
債務者　福田　将二
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第７９号
福岡県田川郡大任町大字大行事3619番地５
債務者　舞野　宗美
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第２９６号
大分県臼杵市大字井村2919番地
債務者　吉田　亜衣
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２９号
大分市大手町３丁目３番29―501号　クレイン大手町
債務者　小林　澄枝
1　決定年月日時　平成25年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係